



Title	院政期歌合における判者歌の利用
Author(s)	北島, 紗
Citation	語文. 2018, 110, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73318
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

院政期歌合における判者歌の利用

一、はじめに

一般的に、歌合において判者を務めるのは当時の有力歌人たちである。そのため左右の和歌の勝負を定めてその理由を述べる歌合判詞は、その判者の歌論を理解する手がかりとして研究されてきた。しかしまだ当然ながら、勝負の判定はただ和歌作品自体の出来不出来によるものではない。歌合という場であるからこそその特殊な批評（例えば一番左を負としない、祝歌を負としないといったもの）のように、必ずしも判詞には表れないような評価の基準も存在しうる。

さて、永久元年（一一一三）頃から、藤原忠通の主催により歌合や歌会が精力的に行われた。特に歌合には源俊頼・藤原俊倅ら有力歌人が参加して歌論を戦わせ、主催者自らも方人として参加し批評を受けるなど、単なる宴遊行事としてではなく文芸的興味による活動としての色が濃く、忠通歌壇とも称される。

北 島 紬

元永二年（一一一九）七月十三日、忠通は藤原顯季を判者として招き、自家に歌合を催した。顯季が忠通歌合に参加するのは記録に残る限りこれが唯一の例である。この歌合で詠まれた和歌については『平安朝歌合大成』（以下、『大成』）により「本歌合の各作品は、古歌を証歌とし、或は本歌として用いた入念の作品が多い」と指摘されている。

しかし、中には古今集等のいわゆる古歌だけではなく、判者である顯季が過去に詠んだ和歌の語句を利用して詠作されたものがあるとの指摘が、渡辺晴美氏によつてなされた。「草花」二番・右・雅兼「小萩原花さきにけりことしだにしがらむ鹿にいかでしらせじ」、同四番・左・盛家「めかれせす我こそ見つれ女郎花いつのまにかは露はおきつる」、同十一番・左・顯国「東路の勿来の閑に生ひながらなほ人まねく花すすきかな」の三首である。

顯国は顯季歌を踏まえて、「あの歌のように、つれない素振りの花すすきかと思つたが、案に相違して私を招くように風

にそよいでいるよ」と読む。顕国は、源国信の男として、盛家とは違つて歌人としての経歴も豊かであつたから、巧みに顕季の歌を踏まえて一首をものし、顕季歓迎の意を表することは容易であつたろう。これを判者顕季が氣付かぬはずはない。判詞にこの歌は「左歌、いと興ある歌なり」とだけ評されて他の感想は記されず、更にこの歌が勝となつていることが、顕国之意が顕季に通じたことを示していよう。彼は残る二題にも勝となつて、この歌合は負・持なしの勝三という成績である。……このような事実を前にして想像されることは、顕国の前記の歌は、判者顕季に対する強力なアップバーレルとなつて、顕季の判を自分に有利とすることとなつたのではないかということである。……一見して明らかに如く、雅兼歌はこの顕季の歌に対する応答歌となつてゐる。雅兼歌は、顕国のか草花題歌でみた場合よりも、より直接的な形で顕季歌に擦り寄つており、顕季に対する一層強力な挨拶となつていよう。……雅兼も、顕国同様、この歌合では、負・持なしの勝三である。⁽²⁾

しかし、この説にはいくつかの問題点がある。例えば「草花」

一番右を見ると、

草花・二番・左 津の君

むすびおく露やわくらむいろいろに乱れて咲けるもくさの花

右勝 雅兼

小萩原花さきにけりことしだにしがらむ鹿にいかでしらせじ
左歌、「露やわくらむ」とは、いかなることいか。花の色
にひかれてこそ、色々に見ゆべけれ。右歌、別の難見給へ
られねば、勝とす。

とあつて、当該歌は確かに『堀河百首』中の次の顕季歌と共通する語句を持つており、次の顕季歌への応答と読めるような趣向である。

萩が花しがらむ鹿ぞうらめしき露もちらさで見まくほしきに

〔『堀河百首』秋二十首・萩・顕季・597〕

しかし、「しがらむ鹿」という表現には、その他にも貫之・経衡らの先例が存在しており、必ずしも顕季歌を直接に利用して詠んだものとは言い切れない。

山遠き宿ならなくに秋はぎのしがらむ鹿のなきもこぬ哉

〔『貫之集』卷第三・263〕

八月十五日ほどに、萩のいみじうさきて侍りしに、人人
よびて

野辺にはしがらむ鹿もありなまし心と匂へ宿の秋はぎ

〔『経衡集』13〕

特に経衡歌については、仮に野辺にあつたならば「しがらむ鹿」に荒らされてしまうこともあるだろう、という言い方で秋萩への愛着を示しており、趣向の面でも雅兼歌と共通点が多いようと思われるのである。

また、「草花」四番・左の歌についても疑問が残る。

草花・四番・左 盛家

めかれせず我こそ見つれ女郎花いつのまにかは露はおきつる

右勝 忠隆

うらうへに何招くらむ花すすきひとかたにこそ秋はゆくらめ

左歌、「我こそ見つれ」心得ずなむ。又あやしく、「いつの

人まにうつろひぬらむ」といふ歌思ひ出だされ侍るものか

な。右歌、はじめの句ぞいとしも見給へねど、右は勝つべ

きにこそ。

この「めかれせず」という語そのものは以下の顕季歌二首以外に先行例を見ないものの、判詞は『古今集』卷第一にある貫之歌との類似を指摘している。

毎朝臨菊

菊の花さきぬるときはめかれせずいく朝露のおきて見ゆらん

(六条修理大夫集) 7

於七条亭人々、桜の歌十首よみしに

めかれせずながめてをらん桜花やましたかぜに散りもこそす

(同・157)

家にありける梅花の散りけるをよめる

暮ると明くとめかれぬものを梅花いつの人まにうつろひぬら
む

(古今集) 卷第一・春歌上・貫之・45

同様のことはまた「草花」十一番・左についても言える。

草花・十一番・左勝 顕国

東路の勿来の関に生ひながらなほ人まねく花すすきかな

右 師俊

山のかげいく野に咲ける女郎花いろゆゑ人につまれぬるかな

左歌、いと興ある歌なり。右の歌は、口いと憎さげなり。

歌がらも劣りてなむ。よりて左勝つ。

渡辺氏は当該歌を顕季への挨拶として「あの歌のよう、つれない素振りの花すすきかと思ったが、案に相違して私を招くよう

に風にそよいでいるよ」と詅されたが、どうしても次の顕季歌の意を踏まえなければ理解できないといったものではなく、独立し

た一首として鑑賞が可能である。

恋をなこそそのせきによせてよみしに

東路のなこそその関はよとともにつれなき人の心なりけり

(六条修理大夫集) 13

さらに渡辺氏自身も述べておられるように、「東路の勿来の関」という語句は、顕季歌の他にも同時代に俊頼の作例がある。

なこそその関の恋といへる事を

東路のなこそその関はわがこふる人の心の名にこそありけれ

(散木奇歌集) 1166、1258

東路のなこそその関のよぶこ鳥何につくべき我が身なるらん
(堀河百首) 春二十首・換子鳥・俊頼・216

当時の一般的な先行歌利用の意識について考えてみるとどうであろうか。残念ながら顕季自身は歌論書や歌学書を残していないが、古歌を利用することについて『俊頬頬脳』は次のように言及している。

歌を詠むに、古き歌に詠み似せつればわろきを、いまの歌詠みましつれば、あしからずとぞうけたまはる。……詠みまさる事のかたければ、かまへて、詠みあはせじとすべきなり。⁽³⁾つまり、元の歌に比して優れたものとならないのなら詠むべきではないという見解で、逆に言えば、古歌を攝取して詠み出された歌は、少なくとも作者にとって元の歌よりも優れた点を持つているということになる。同様の言及は、時代は下るもの『奥義抄』にも見られる。

古き歌の心は詠むまじきことなれども、よく詠みつれば、みな用ゐらる。名を得たらむ人はあながちの名歌にあらずは、詠みだに増しては憚るまじきなり。

こう見ると、歌合において判を有利とする目的で判者の歌を利用することは考えにくく、むしろ判者の心証を害することが予想される。しかし実際には、判者歌利用はこの元永二年七月忠通歌合に限らず現れており、またその作者や、判者の応対のしかたもさまざまである。

そこで本稿では、院政期における判者歌利用の具体例を挙げ、作者の目的、およびそれともたらした結果について再検討し、判者歌利用が歌合の場でどのような働きをしたか考察していく。

二、顕季判の場合

一一一 元永元年六月二九日 実行歌合

顕季が判者を務めた歌合のうち、判者歌を利用して詠んだとえられるものにはまず元永元年（一一一八）六月二九日の歌合がある。右兵衛督藤原実行が自身の舅にあたる顕季を判者として招き、実能、顕輔や雅定ほか親族・姻戚が中心となつて行われた。なお主催者実行は永久四年（一一一六）にも自家に歌合を催したことがあるが、それも本歌合と同様に顕季が判者を務め縁者が主となつて参加したものである。

本歌合の「夏月」三番・右において、次の歌が詠まれ、勝となつた。

夏月・三番・左 肥前

夏の夜の空さえわたる月かげに氷の衣着ぬ人ぞなき

右勝 大進

みるからに光つゆけき夏の夜の月の桂に風やふくらむ

当該歌は三句以下が次の顕季歌とまったく一致しており、表現的にも趣向の面からも明らかに顕季歌を利用して成つたものと見られる。⁽⁵⁾

依月夏涼

ながむればすずしかりけり夏の夜の月の桂に風やふくらむ

（『六条修理大夫集』 44）

だが先に述べたように本歌合の参加者はそもそも判者顕季に近

わが恋は深きみやまの蟬なれやなきくらせども知る人もなき

右勝 長実

うき身には思ひたえなむと思ふにも果てはそれさへかなはざりけり

しい人々であり、元永二年七月の忠通歌合に初めて顕季が参加したときとは事情が異なる。この判者歌利用が作者にとつて「挨拶」「擦り寄り」といった社交的な意味合いを持つのではないことは明らかであろう。

また一方で判者については、この歌合全体の判定態度を『大成』が以下のように評している。

主催者実行を中心として、その舅顕季一家と、その縁に繋がる人によつて構成せられた本歌合の雰囲気は、極めて和やかな家庭的なものであつて、判者顕季の折衷的な評論態度と相俟つて、その評論内容は極めて常識的な穏かなものとなるを得なかつた。

本歌合には判詞が残らないが、『袋草紙』下巻の記録に「空さえわたりて水の衣着ぬ人なしと侍る。冬の歌とおぼゆ。右月の桂歌めきたり」とあることによつて、勝負においては左歌の季節感が難じられ、右歌と顕季先行歌の二首の類似が特に問題とされなかつたことが知られる。

かといつて、当該歌への「歌めきたり」という高評価が判者歌利用によつてもたらされたものとは言い切れない。

二一② 保安二年（一一二一）閏五月二六日 長実歌合

先の例は顕季の娘婿である実行の主催であつたが、同様に保安二年、顕季の息子である内蔵頭長実の歌合で顕季の歌が利用された例がある。

「わが恋」と始めて「深きみやま」云々と例えるのは管見の限り当該歌と、『六条修理大夫集』中の一首のみである。

初恋

わが恋は深きみやまの松なれや人に知られで年へのへつれば

（『六条修理大夫集』52）

人知れぬ恋という趣向の一一致もあり、発想、表現の両面で元の顕季歌に依拠していると言える。

だが、新宰相中将雅定の本歌合における成績は勝一、持一、負け一で、最終題のこの歌のみ負となつてゐる。当該歌合には判詞が残つておらず、顕季がどのような理由で負としたかは不明なもの、判者が自歌の利用を受けて判定を甘くしているような節は見られない。

さて、顕季判の歌合で判者歌が利用された二例とも、顕季近親者の主催する歌合で、判者歌利用を行つてゐる作者はいずれも顕季周辺の歌合に多出の歌人である。作者としてはあえて「挨拶」を行う必要がなく、また勝敗へ影響した様子もない。すなわち、少なくとも顕季については、作者らが判者に擦り寄る目的で判者歌利用が行われたとは考えにくい。また判者顕季の態度について

も、判詞では語句から受ける印象や題の心に言及することが多く、証歌や本歌の指摘は判者歌利用のそれに限らず全体的に少ないのである。顕季は、先行歌利用自体にさほど関心を払っていないと言えよう。

そこで、統いて院政期の代表的な歌合判者の一人である源俊頼の例について見ていただきたい。

三、俊頼判の場合

三一① 元永元年十月十三日 忠通歌合

俊頼が判者を務めた元永元年十月十三日の歌合は、元永年間の極めて近い時期に頻繁に開催された忠通歌合の一つであり、十月二日、十一日に続く当月三度目の開催となっている。左右の方分けがされず当座に番わせたらしの点を見ても、忠通歌合に頻出する参加者らの名前を見ても、社交や遊宴といった目的は薄く、純粹に文芸的な興味が先に立つて行われたものと考えられる。

本歌合の「鷹狩」十五番・右において兼昌が詠んだ歌は、『散木奇歌集』中の語句を利用していている。

鷹狩・十五番・左持 雅兼
み狩するかた野の小野と知りながらなにときぎすの跡をとむ
らむ

右
兼昌

み狩する野中の清水こそすみてとりかふ鷹の影ぞうつれる
当該歌の、鷹を「とりかふ」という表現は『大和物語』等に見

られるが、いずれも地の文での用例であって、和歌では次の俊頼が初例のようである。さらに、水に映る鷹の影を見るという発想の一一致をも指摘できよう。⁽⁶⁾

人十首歌よみけるに鷹狩をよめる

はし鷹をとりかふ沢に影みれば我が身もともにとやがへりせり

（『散木奇歌集』卷第四・611）

作者である兼昌は忠通歌壇で活躍した歌人で、『金葉集』以下の勅撰集に七首入集するなど当時から一定の評価を得ていたものと思われ、この歌合でも当該歌が持となっている以外は先の二番とも勝を收めている。

当該歌は、鷹狩の用語を用いて「我が身」を詠んだ俊頼の先行歌から、一首の焦点を鷹そのものに絞り、老いの嘆きを思わせる「とやがへり」の語を削って、歌合に相応しい歌に仕立てている。語句を利用してはいても趣向に変化をつけてある点は、顕季に見た二例との明確な差異である。

このように古歌の語句を利用する際、俊頼は後述する基俊とは異なり、元の歌から語句だけを切り出し趣向をまったく変えて新たな歌の境地を作り出すことを目指したことが、鳥井千佳子氏によつて既に指摘されている。

俊頼の志向した「新しさ」は、その中に「珍しさ」という要素を含んでいると考えられる。そして、その「新しさ」はこれまでしばしば指摘されているように、言葉それ自体が新奇なことだけではなく、本歌に対する固定した先入観を逆手に

とつて意外な詠み替えをするという、方法的な新しさなのである。つまり、俊頼の古歌利用の方法は、本歌のイメージがしつかりと固まっていることを逆に利用して、受け手が期待するイメージとは違った表現をすることによって生じる意外性を意図したものだと考えられるのである。⁽²⁾

このような先行歌からの趣向の変化は、次項の例にも見受けられる。

三—(2) 大治元年(一一二六)八月 忠通歌合

俊頼判の歌合ではもう一例、俊頼の先行歌を利用したかと思われるものがある。大治元年八月のやはり忠通歌合で、歌人が左右方分けをしておらず当座に相手を探っていることも、先に見た元永元年忠通歌合の例と同様である。証本に「後日獻判詞」とあって後日の追判かとも思われるが、「恋」二番・左の判詞には俊頼歌についての疑義を「人たづねらる」とあって、恐らく当座に既に論難や判定は行われており、後日それを整理して献じたものと『大成』が指摘している。従うべきであろう。

恋・二番・左 俊頼朝臣

秋の田の刈るほどもなくかへされて忍びもあへぬねにぞそば
つる

右勝 雅光

あだし野のはぎのすゑばの露よりもあやしくもろき我がなみ
だかな

さきの歌は、「田は秋かへすや」など、人たづねらる。尤しきるべし。詠歌を申すべけれど覚えず。但、涅槃經名字功德品の中に「譬如耕田秋耕為勝。此經如是諸經に勝」といへる文を思へば、などか秋かへすと詠まざらむ。但、そのたづねまでもおよばず。次の歌、いとをかし。

うたがひもなく勝つべきにや。

俊頼と番になつた雅光歌は「萩の末葉の露」を詠んでいる。萩の露という題材は「拾遺集」等にもあるが、この「末葉の露」という語句は『堀河百首』俊頼歌と、少々時代を下つて『詞花和歌集』増基歌にのみ見える。⁽³⁾

秋はぎのすゑばの露になづさひてさまにもおはぬすり衣かな
世中さわがしくこえけるころよめる
（堀河百首）秋二十首・萩・俊頼・600

あさなあさな鹿のしがらむ萩のえのすゑばの露のありがたの
よや
（詞花集）卷第十一・雜下・増基法師・353

当該歌にも先行歌との趣向の変化があり、先行歌では秋の景物であつた萩の露が、ここでは恋の比喩として用いられている。『俊頼體脳』が「詠みまさる事のかたければ、かまへて、詠みあはせじとすべき」とした思想は、「詠みまさる」ならばたとえ利用されるのが俊頼自身の歌であつても咎めないものとして、歌論家としてのみならず、実作者としても歌合判者としても一貫した姿勢であったものと考えられる。また、判者歌利用を行なうのが歌人として一定の実力者であることも、元永元年忠通歌合との共通

点として指摘できよう。作者雅光は忠通歌合のほとんどに参加している歌人で、勅撰集に十七首が採られている。本歌合の先の番でも勝ち、全体で勝二となっている。

もつとも、これらを判者による歌そのものの評価にただちになげて考へることはできない。当該歌の番の相手は俊頼自身であり、自歌を謙遜して負としたかとも考へられるからである。俊頼が判者と作者を兼ねる場合、勝負は相手方に譲ることが多く、本歌合でも片方は一番左であつたにもかかわらず自歌を二首とも負けている。そのため俊頼と判者歌利用の問題については、基俊判における例と合わせて改めて考察を加えたい。

四、基俊判の場合

四一① 永久四年（一一六）八月 雲居寺結縁後宴歌合

雲居寺結縁後宴歌合は、雲居寺の上人瞻西の主催になり、参加者もその有縁の人々である。本歌合における判者の態度について「大成」は「否定的な評言を以つて、作品を貶め負を宣するよりも、肯定的な評語を用いて勝ちを賞揚し、或は、持とすることが多い」、ただし「本歌や証歌を即座に引用して、用語表現の失錯を指摘することは、頗る鋭い」と評している。これは判詞全体の雰囲気を見れば頷けるものの、中には本歌や証歌を掲げず印象によつて批判を行つているような番も見える。例えば、次のような例ではどうであろうか。

九月尽・十五番・左持 上人

唐錦ぬさにたちもてゆく秋も今日や手向けの山路こゆらむ
唐錦ぬさにたちもてゆく秋はおとづれて野辺のけしきよおもがはりすな

右 前木工頭俊頼

「唐錦ぬさにたちもてゆく秋風はおとづれて野辺のけしきよおもがはりすな」
「唐錦ぬさにたちもてゆく秋は」と詠める、紅葉ぞ少しあらまほしけれど、「なほ秋風はおとづれて」といへるつづき、たをやかならねば、これもかれもおなじやうにぞ見給へ侍る。

判詞を見ると、左右ともに優れての持ではなく、左歌は「紅葉」の語が足りず歌意が不明瞭となつていて、右歌は二句、三句を「たをやかならねば」と難じられての持である。

しかしこの「風」が「おとづれ」るという表現は、例えは次の『輔親集』や『堀河百首』顕仲の歌などが既にあつて¹⁰、用語表現において先例の有無を重視する基俊としては珍しい難の付け方と言える。

あだにさる事ならましかば、などかはとはざらましとて
浜風も何につけてかおとづれん沖つ白波よるとしるしる

（『輔親集』109）

ふく風の萩のうは葉におとづれてけふこそ秋のたつ日なりけれ
（『堀河百首』秋二十首・立秋・顕仲・570）
すなわちここでは、判詞に記されたもの以外にも、基俊に当該歌を難じさせる理由が存在したのではないだろうか。その理由として考へられるのが、当該歌が『基俊集』中の一首から語句を利

用していることである。

つきごろわづらふこと侍りて、しほゆあみんとてつの國のかたにまかりて、ゆあみはててのぼり侍りしかど、な

ほやまひやみ侍らざりしかば、心ぼそくおもひ給へ侍りしに、松の木あまたたてる所をすぎ侍りしに、ここはいづくぞととひ侍りしかば、みかげの松となんいふと人の申ししかば

世にあらばまた帰りこん津の國のみかげの松よおもがはりす
〔な〕
〔基俊集〕 146

和歌で「おもがはりすな」はこれ以前に用例を見ない。基俊歌は年次が明記されていないが、『基俊集』は永久末年（一一一八）頃の自撰であり、これが詠作年の下限となる。さらに当該歌の含まれる辺りはおおむね詠作年次順の配列を成すため、一一一〇一二三年頃の詠と推定される。

自身の変調の不安から不变の象徴である松に望みを託す基俊歌に対し、秋から冬の景色へという当然の変化を禁止してみせることで秋を惜しんだ俊頼歌は、先行歌から趣向を変化させることを条件とする俊頼自身の先行歌利用意識には適っている。だが、それは基俊の批評意識とは食い違うものであつたのではないだろうか。基俊歌論の特徴としてしばしば指摘されることであるが、基俊は古歌の語句を取る場合、元の歌の情趣と食い違うことを強く否定するからである。それは例えば保安二年（一一二〇）忠通歌合での次のような判詞に典型的に表れている。

山月・二番・左 俊頼朝臣

右 基俊朝臣

穴師山松原がしたにもる月をはだれ雪とも思ひけるかな

左歌は、「今宵しもをばすて山の」などいへる文字つづき、ことなることもなくぞ見え侍るに、また姥捨山の月はなぐさめがたきことにぞいにしへより詠みふるしたるを、この歌には心をつくすと侍るこそ、耳なれずあたらしき心地しごれ。右の「ひばらがはしたにもる月」は、難ずべきところはなけれども、古めきすぎてめづらしからぬさまにはべれば、劣ると申すべきにや侍らん。

〔裏〕 このうたども別無其難。左歌は、「木の間よりもくる月の影みれば心づくしの秋は来にけり」といふ歌あり。それによそへられたれども、「つくしつるかな」とある義にあはず、心得ず。方人申云、「わが心なぐさめかねつさらしなや姥捨山に照る月を見て」と詠める歌あれば、「つくしつるかな」は、さやうの心にやさぶらふらむ。判者云、「姥捨山の月は、「なぐさめかねつ」とこそ詠めれ。心づくしにはあらず」。右歌、「穴師山ひばらがはしたのなかつ道はだれ霜ふる月いでにけり」といふ歌を思ひて詠めるか。左詠「僻事」、右似「古歌」持とや申すべからむ。

問題の永久四年雲居寺結縁後宴歌合で、基俊の判詞が先行歌からの趣向の変化を問題として指摘せず印象批評に寄つていたのは、

ここで本歌となっているのが自作であるため、尊重すべき古歌として位置付けることが憚られたためであろう。

四一② 保安二年九月十二日 忠通歌合（1）

最後に、保安二年九月十二日の忠通歌合における判者歌利用について見てゆく。

野風・一番・左 俊頬朝臣

けさみれば萩をみなへしなびかしてやさしの野辺の風のけし
きや

右勝 基俊

たかまどの野路の篠原すゑさはぎこそそや秋風今日ふきぬなり
左歌、「萩をみなへしなびかして」といふ文字つづき、「や
さしの野辺」などまで、いと見どころなく侍めり。諺諧の
体の言葉ゆかぬにてこそ侍めれ。右歌、さまもいとたかく、
言葉をかしう侍れば、勝つべきにやと思給もいかが侍らむ。
〔裏〕左方人、右歌の「そそや」といふ言葉をすこぶる嘲
り申す。判者云、「左歌、『なびかして』といふ言葉いみじ
くけなるさまなり。上句すこぶる力もなきやうなり。右歌、
『そそや』とよめるは曾禰好忠歌に、「そそや秋風ふきぬな
り」とよめれば、証歌なきにあらず。されば右をやまされ
りと申すべからん」

この「野風」一番・左の俊頬歌の本歌として『大成』当該歌合「史的評価」項によつて指摘されるものが、永久四年雲居寺結縁

後宴歌合の基俊歌である。

風・一番・左勝 皇后宮撰津君

萩の葉のそよもすれば待つ人におどろかれぬる秋の夕風

右 基俊

秋にあへずこそはくずのいろづかめあなうらめしの風のけ
しきや

萩の葉のまつ人かと驚かるらむも、心あるさまにをかしう
侍めり。右の秋にあへぬ葛の負けぬらむも、まことにうら
めしげに、いとほしうぞ侍るや。

結句「風のけしきや」は基俊・俊頬以外に例を見ない。⁽¹¹⁾「風の
けしき」の語が和歌に見える最も早い例は『御堂閑白集』「ここ

にても風のけしきの秋ふかき山のおくのみながめやらるる」で、
「山のけしき」「松風」の語への返歌として出たものであつたが、
基俊の先行歌が詠まれた雲居寺結縁後宴歌合には、先に見た通り
俊頬自身が臨席しており、本歌合でも基俊歌を意識的に利用した
ものと見てよい。

当該歌は、題「風」について先行歌の語句を利用しつつも、
「うらめしの風」を「やさしの野辺の風」と捉え方を変化させて
いる点、俊頬の先行歌利用の態度は一貫している。

翻つて判者基俊についてであるが、当該歌合には紙背に裏書き
された当座判と、後日に清書されたと思しい表の判詞とが残つてお
り、どちらも負となつてゐる。また判詞を見ると、当座には

る力もなきやうなり」、後日には「左歌、『萩をみなへしなびかして』といふ文字つづき、『やさしの野辺』などまで、いと見どころなく侍めり」と、基俊歌からの利用である結句以外は全てを難じており、しかも印象批評の色が濃い。

この歌合における基俊の判定態度は全体に穩健で、負とする場合には題の本意や証歌の有無を問題として明確に指摘しようとすることは既に述べた⁽¹²⁾。ここでもやはり、先行歌の趣向をそのままに尊重すべきと考へる基俊の思想と、その一方で自歌を本歌として指摘することへの躊躇とが、他番とは異なる攻撃的かつ印象批評的な判詞を書かせたのではないだろうか。

ただし勝負の判定自体については、本歌合で俊頼歌と番つていのが基俊自身の歌であることから、自作を擁護してのものかとも思われる。利用された基俊の先行歌も、基俊が判者として負にはしているが、それは一番左を相手にしたためであろうか。

四一(3) 保安二年九月十二日 忠通歌合(2)

さらに同じ歌合でもう一首、基俊歌の語句を用いて詠まれたものがある。

庭露・六番・左持 親隆

露しげみさこそ恋する宿ならめ玉ちる庭と人やみるらむ

右 為真

みどりなるたまぬきちらす心地してこけむす庭における朝露

左歌、「露しげみさこそ恋する宿ならめ」といへる言葉こ

そ、つづきもなきやうに侍れ。又、露しげき宿にはかならず恋することにやはあらむ。又、「玉ちる庭」もいとおどろおどろしう。されば、露の玉にはあらで、和泉式部が貴船にまわりて詠む歌に、「ものおもへば沢の蛍をわが身よりあくがれにけるたまかとぞみる」御返し、「奥山にたきりておつる滝つ瀬にたまちるばかりものな思ひそ」と侍れば、玉ちるといふことは、露の歌かなひたりともおぼえ侍らす。右歌、紙燭五寸がうちに十首など詠む歌の心地し侍れば、悪し良し申すべきほどにも侍らざめり。されば持と申すべき。

〔裏〕左歌、「玉ちる」と詠める如何。貴布禰明神託宣和泉式部歌に「たまちるばかりものな思ひそ」と詠めるに思ひよそへたるか。それは魂ちると詠ませたまへるなり。されば露にはいかがあるべからん。方人申云、「露は玉に似たり、涙も玉ににたりと詠めれば、その難いかが侍るべからむ」判者なほかたぶかれて、「持とぞ見ゆる」と申す、右歌ことなる難なればなり。

この「庭露」六番・右の為真歌の第二句「玉ぬきちらす」の語は、同時代以前、基俊以外に用例が見えない⁽¹³⁾。

草中露

萩が葉に玉ぬきちらす朝露をさながらけたてみるよしもがな

〔基俊集〕17

題に伴い、基俊の先行歌では漠然と草中であつたものが為真歌

では庭となつてゐるという状況設定の変化はあるものの、一首の趣向としてはほとんど変化がない。つまり先の俊頼による利用と異なり、基俊としては積極的に否定する理由がない。ただし私見では和歌そのものの出来栄えも先行歌と比べて特に優れたところがなく、凡庸であるようと思われる。判詞を見てもやはり、裏書の当座判でも表の整理された判でも明確に用語表現を難じられてゐる左歌に対して、右歌に目立つた難はないが敢えて褒めるほどのこともなく、同じ程度の歌であろうという評である。表の「紙燭五寸がうちに十首など詠む歌の心地」云々は基俊がよくするところの皮肉なユーモアで、文字通りには受け止められない。基俊についても、判者歌利用が判定を有利にすることはないと言いつつ切つてよいであろう。

先に見た通り、俊頼は自らが作者となつて詠む際には元の歌からいかに趣向を変えるかを意識し、また判者を務める場合にもそのような歌を評価していた。それだけではなく、多くの歌合において両判で、あるいは左右に分かれての論争を繰り広げた相手である基俊が、先行歌の語句を取る際には一首の趣向もそれに従うべきとする古歌利用意識を持つてゐることを十分承知していたにもかかわらず、俊頼は基俊判の歌合で基俊歌の詞を取り、その趣向を変えて利用している。勝負の判定などが不利になることは当然承知してのふるまいであつたと見るべきであろう。

俊頼は本歌取を和歌の「新しさ」を実現する手段として行つた

が、判者歌利用ではそれは単なる詠作上の技法を超えて、歌合の場において自らの歌論を展開するためでもあつたのではないだろうか。

五、まとめ

歌合の参加者が判者の先行歌を利用して詠む例は、判詞に指摘されることはないものの、顕季だけでなく院政期の代表的な判者三人の誰についても見られた。同時に、判者歌利用が勝負に有利に働くこともなく、判者への挨拶「擦り寄り」は、少なくとも歌合における判者歌利用の目的として一般的であったとは考えられない。判者顕季が語句や発想・趣向をそのままに利用した「月の桂」歌を容認しているのは、判者自身の歌論意識によつて積極的に肯定したというよりもむしろ関心の薄さのためであり、またその歌合の主催・参加者が近親者や縁者であつて、厳格な批評を必要としていたからであろう。

一方、判者基俊は自歌の語句を使われた際、証歌や題の本意に言及せず簡潔な印象批評で済ませる傾向があるものの、趣向を変化させているものは難とし、そうでなければ難なしとしている。俊頼もまた判者として自歌の利用を咎めていながら、これは趣向を変化させてあつたためで、元が判者歌だからではなく俊頼自身の和歌批評意識に適つた結果と考えられ、歌論書・歌合での判・実作に一貫性が見られる。

ちなみに先行歌利用に対する判者の態度として、元永二年七月

十三日忠通歌合にはもう一つ興味深い例がある。この歌合は顕季の当座判に加えて執筆者不明の追判を有しており、そちらは俊頼の手になると考えられることを以前論じたが、〔暮月〕六番・右・雅兼の歌について顕季判と追判の態度は異なっている。

暮月・六番 左 女房撰津君

竹の葉に秋風そよぐ夕暮は月のひかりも心にぞしむ

右勝 雅兼

たかまどの山のすそ野の夕露に光さしそふ弓張の月

左歌、させる事なし。右歌は、すゑなだらかにや、仍、右勝。

又判云、はじめの竹のおなじ心にや。猶竹なども思ひよせば、よとも云ひ、ふしなどにかけて歌めかせば、やさし事なれば、させる事なきやうに見ゆ。是も猶夕暮の月といふばかりを夕月夜にせむ事おぼつかなし。暮月といふは、これもひが事には候はずもやあらむ。なほ、つきたちの月を云ふべきにや。但、みる心ありてこそこれにもよみ候ふらめ。偏に難じ申すべきにはあらず。ただ御言に候ふべきなり。右歌は、たかまど思ひかけず。ただし、すゑに弓はりといはんとて、的とおぼしくて引きよせたるにや。事おほかるやうにきこゆれど、たはぶれねば、勝にもや候はむ。

ここで顕季に「なだらかにや」と評された下句、および追判で「思ひかけず」^{〔十五〕}とされた「たかまどの山」は、堀河院の先行歌に基づいている。

雲間微月といふ事を

しきしまやたかまど山の雲まより光さしそふゆみはりの月

『新古今集』卷第四・秋歌上・堀河院御歌・383

顕季判にもとより本歌や証歌の指摘が少ないことは既に述べた通りであるが、追判は一首の中にあえて高円山を詠み込む必然性がないとして疑義を呈している。堀河院の先行歌では題が「雲間微月」であり、山を詠んで視線を空へ向かわせるという意味があつたが、雅兼歌ではそのような働きはしておらず、この指摘には一定の理がある。しかしこれが仮に基俊の判ならば、先行歌の情景に従い、「光さしそふ弓張の月」という語句 자체が高円山を詠み込む理由として十分認められたであろう。俊頼がここで述べているのは、先行歌を利用する際には語句のみを取つてよいのであり、先行歌の中での語句がどのような使われ方をしていたかは問題とはならないということである。

ただし、顕季への追判のみならず基俊当座判の歌合でもその姿勢を貫き、さらにはえて基俊の歌を利用してみせるのは、その場が雲居寺あるいは忠通歌合といった、歌論に関心の深い人々の集まりであつたからこそと言える。作者としての俊頼にとつて判者の歌利用という行為は自らの歌論の主張であった。また俊頼判の歌合でそれが行われるとき、作者らが揃つて実力ある歌人であつたのも、判者歌利用が俊頼に対してより深く検討を求める意味を込めていたからであろう。

注

- (1) 萩谷朴『増補新訂 平安朝歌合大成』同朋社、一九九五年
- (2) 渡辺晴美「元永二年七月十三日内大臣忠通歌合について——忠通家歌壇と顯季の交流を中心に——」『和歌文学研究』第五六号、一九八八年六月
- (3) 「詠みます」の語については「體脳」当該部分の直後に「歌の返しは、本の歌に詠みましたらば、いひいだし、劣りなば、かくしていひいだすまじとぞ」云々とあるように、「本歌を上回る」「本歌より勝れる」と理解できる。一方、「詠み勝る」については「発想の屈折と趣向の変化を意味しよう」橋本不美男『新編日本古典文学全集 歌論集』小学館、二〇〇一年
- (4) 「袋草紙」、「夫木抄」等により、源仲正の代作と知られる
- (5) 「大成」は当該歌合「史的評価」の項において「統拾遺夏一九一顯季の「ながむれば涼しかりけり夏の夜の月の桂に風や吹くらむ」は、全く歌6(※引用者注「みるからに」と同工の歌であるが、その先後関係はわからぬ)としているが、川上新一郎『六条修理大夫集』考』(『六条藤家歌学の研究』汲古書院、一九九九年)の「六条修理大夫集」年次推定より、前後の歌と同じく康和三年(一一〇二)頃と考えてよいと思われる
- (6) 『俊頬體脳』に、天智天皇が御鷹を見失つた際、野守が平伏したまま「水を鏡として」見てその行方を教えた説話がある
- (7) 鳥井千佳子「源俊頬の和歌——古歌利用の方法をてがかりとして——」『百舌鳥国文』第五号、一九八五年一〇月 <http://hdl.handle.net/10466/13953>
- (8) 当該歌は『増基集』には見えない
- (9) 数例を挙げると、「山月」二番「姥捨山の月はなくさめがたき」といぞいにしへより詠みぶるしたるを、この歌には心を尽くすと侍るこそ、耳馴れず新しき心地し侍れ」、「庭露」四番「左歌

「咲きすさびたる」こそいみじう藝におぼえ侍れ。万葉集などには侍りもやすらむ。かやうの歌合・古今・後撰などにこそ、ことによく詠みたりとも見え侍らね」、「恋」一番「左歌、「秋かへすさや田」といへる)とは、いかなる田にか侍らむ。詠歌もおぼえ侍ら

ず」等

(10) 「風」「おとづれ」は、他にも『永久百首』秋十八首・秋風・227「秋きてはしのびなあへそとおもへばや風おとづれてくれかかるらん」や『散木奇歌集』に数例が見え、俊頬が好んで用いた表現であったものと知られる

(11) 歌中の位置を問わず「風のけしき」では、ほか顯季に一例、経信に二例がある

(12) 注(9)に同じ

(13) 時代を下つて『師光集』、『光経集』等に例がある

(14) 拙稿「元永二年七月忠通歌合追判の判者と文体」『詞林』第六二号、二〇一七年十月二〇日

(15) 割谷市立図書館蔵本、小沢芦庵の指摘による

(さきたじま・つむぎ) 本学大学院博士後期課程)